

震災で親をなくした子どもたちの保護と将来の決定をめぐって

2011年4月24日

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ

震災問題プロジェクト

今回の東日本大震災の影響で、80余名の子どもたちが親を失ったと報じられています。国際人権NGO ヒューマンライツ・ナウは犠牲となった方々に謹んでお悔やみを申し上げます。そして、親を失い、または行方不明となった子どもたちの権利が保障され、将来にわたって子どもたちの最善の利益が図られるよう、以下の通り提言します。

### 1 子どもたちの保護

親を失い、または行方不明となった子どもたちは、災害後にとりわけ脆弱な立場にあります。食糧、健康、衛生、教育、居住等の生活の基礎となる支援に欠けることがないようにすること、心のケア、そして、暴力・虐待から保護されるよう特別の配慮が求められます。各自治体、避難所の運営にあたる方々には、子どもにわかるような情報提供を行い、子どもたちに必要な物資とサービスが欠けることのないよう十分な配慮を要請いたします。

### 2 支援策に対する情報の提供

こうした子どもたちには、他の被災者と平等に、財産的、金銭的、法的支援にアクセスする権利を保障される必要があります。被災者に対する支援策や補償金その他の権利に対する情報について、子どもたちに理解できるように十分に情報が提供されること、権利行使がなされることが確保される必要があります。

死亡・不明家族に関わる政府等からの弔慰金・補償金等の金銭的給付、民間の保険金等の請求権、移転や住宅に関する支援金、土地所有権や賠償金等を子どもが権利行使し、確保できるようにするよう、また親の財産の相続にかかわる権利を適切に確保できるようにすることが必要です。

### 3 子どものケア・将来決定について

親を失った子どもたちの当面のケアそして将来の決定に当たっては、子どもの最善の利益(子どもの権利条約3条)が最大限に保障されることが求められます。

国際赤十字・ユニセフ等による” Inter Agency Guiding Principle on Unaccompanied and Separated Children” 1と「自然災害における人の保護に関する対応ガイドライン」2は、親から引き離された子どもに対する対応について、詳細な注意事項を定めています。

こうした確立された原則に基づき、ヒューマンライツ・ナウは、以下の点を十分に配慮

1 January 2004, International Committee of the Red Cross, Central Tracing Agency and Protection Division, “Inter-agency Guiding Principles on UNACCOMPANIED and SEPARATED CHILDREN”,  
[http://www.unicef.org/violencestudy/pdf/IAG\\_UASCs.pdf](http://www.unicef.org/violencestudy/pdf/IAG_UASCs.pdf)

2自然災害における人の保護に関する対応ガイドライン50-52p

して、子どもに対する支援策を策定し、決定するよう政府に求めます。

- a 親の行方が不明な子どもの当面の措置としては、できる限り、生まれ育った地域社会を拠点とした環境でケアされること、子どもには暫定的な対応・保護の状況、子どもの権利について情報提供がされること。
- b 施設収容するのは最後の手段とし、生まれ育った地域社会や親族関係をベースとする里親制度、養子縁組の活用を促進することが望ましいこと。里親、養子縁組にあたっては、子どもの希望が反映されること。そして地域社会をベースとする解決を可能にするための支援体制も検討すること。
- c 子どもに関する決定にあたっては、子どもの最善の利益を最優先すること。そのために、子どもが自身の意見を話す機会が十分に与えられ、年齢に応じてその意見が尊重される必要があること。後見人や代理人等、子どもの権利をサポートする専門家が子どもの権利に関する決定に関与する仕組みをつくること。
- d 養子縁組は、十分に家族との再会の手段を尽くした上で一定期間経過してもそれが実現できない場合とすること
- e 里親制度や養子縁組、施設収容等の措置をとる場合には、継続的かつ定期的に子どもの権利をモニタリングできる環境を整えること

#### 4 子どもの意見の尊重とサポート体制の構築

上記の支援策をもとに、子どもの将来を決定するにあたっては、子どもの意見表明の機会を保障し、意見を尊重することが必要です。

子どもの権利条約12条は

「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。」(1項)

「このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる」(2項)と定めています。そして、子どもが意見表明をなしうる前提として、子どもの選択肢に関する十分な情報提供を保障する必要があります。

親をなくしたすべての子どもが十分に情報を提供され、一人ひとりの子どもがその意見を表明し、将来選択にあたりその意見が尊重され、認められるすべての権利行使を実現させるため、子どもの代理人などによるサポート体制を構築するよう、政府・自治体に対策を求めます。

ヒューマンライツ・ナウは、この問題に関する関係者の意識を深めていただくため、国際赤十字・ユニセフ等による”Inter Agency Guiding Principle on Unaccompanied and Separated Children”の仮訳をいたしましたので、是非ご参照ください。